

経済財政改革の基本方針2007 ～「美しい国」へのシナリオ～（抄）

平成19年6月19日

閣議決定

第3章 21世紀型行財政システムの構築

2. 税制改革の基本哲学

21世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という3つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき6つの柱】

（3）世代間・世代内の公平の確保

- ・受益と負担の双方を含めた制度全体の検討を通じ、真に必要な人に必要な対応がなされるようにするとともに、世代を超えた格差の固定化を防ぐ。

社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21 世紀に向けての社会保障」―抄―

平成 12 年 10 月 27 日

II 持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産（貯蓄・不動産）の全般的状況をみてみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している（ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。）。

- ・ 世帯主 40～49 歳の世帯：4,582 万円
- ・ 世帯主 70 歳以上の世帯：9,260 万円（「全国消費実態調査」（平成 6 年））

このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の 1 世帯（2 人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

- ・ 世帯主 40～49 歳の世帯：1,294.1 万円
- ・ 世帯主 60 歳以上の世帯：2,345.7 万円（「貯蓄動向調査」（平成 10 年））

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で 8 割を超えており、全世帯の持家率（60.3%）を上回る状況にある（「住宅・土地調査」（平成 10 年））。

相続の役割変化と格差の世代間継承について

(調査分析部会 駒村康平慶応義塾大学教授報告のポイント)

○ 遺産・相続に関する行動、制度の変化

- ・ 遺産行動に関する研究によると、結果としての財産の使い残しという偶発的動機（ライフサイクルモデル）が半数。子どもの幸せを願ってという利他的動機、面倒を見てくれた子どもなどに財産を残すといった扶養・介護との交換的動機が続く。
- ・ 相続制度は、農業社会における長子による生産手段の相続から、工業化社会における未成年の子どもへの扶養義務・生活保障としての相続へ、次いで福祉国家における単なる成人の子どもの権利へと変容。さらに長寿化社会においては子どもも高齢化し、介護（新しい扶養）が家族の課題となったこと等に伴い、相続から親子間契約に変質。
- ・ 相続意欲の低下が見られる。交換的遺産動機の発揮のためには遺留分の引下げや寄与分の引上げが考えられる。また、ライフサイクルモデルの下では、遺産から資産の活用など相続行動の自由を高めるため、例えばリバースモーゲージや信託の活用が考えられる。
- ・ 社会保障制度における資産の活用を図る観点から、一種の公的なリバースモーゲージとして、現行の生活保護制度の制限をクリアする長期生活支援貸付制度等も考えられる。米国には、メディケアを利用した者の資産を死後に償還する制度がある。
- ・ 福祉国家・長寿化社会においては社会保障目的税としての相続税や、年金など公的な世代間移転分を取り戻すための相続税が考えられる。
- ・ 事業承継に対する負担軽減や特別配慮が必ずしも必要とは言えないが、産業政策上は何らかの配慮が必要とも考えられる。子どもに事業を継がせたいという「親の思い」に配慮した子どもに対する相続税の減免と、中小企業承継支援は分けて考えるべき。

○ 世代間格差継承の問題

- ・ 実物・金融資産の移転（相続）が格差の継承につながることもあるが、教育投資やその他の環境も作用。
- ・ 様々な要素があるため格差・貧困の連鎖を止める完全な調整方法はない。政策的に是正可能な範囲については、実物・金融資産の移転に対する相続税での抑制のほか、機会均等化の視点からは教育ローンなども重要。

これまでの審議等を踏まえた主な論点（抄）

〔相続税・贈与税〕

- ・ 相続税の負担は、これまでの減税や各種特例の拡充により大幅に軽減され、資産の再分配機能も低下
- ・ 所得、消費、資産等の多様な課税ベースに適切な負担を求めていく観点や最近の機会の平等の確保に対する要請の高まりを考慮すると、資産の再分配機能を有する相続税の役割は一層重要
- ・ 少子・高齢化の進展や老後扶養の社会化に伴い、相続時に残された資産の一部を社会に還元する観点から負担を求める必要性の高まり
これらを踏まえ、相続税の有する資産の再分配機能を適切に発揮させる方向で見直していくことが必要
- ・ 相続税の見直しに当たっては、中小企業の事業承継に与える影響にも留意すべき
- ・ 事業承継に対する優遇については、自ら起業する者や事業用資産を持たない給与所得者とのバランスを失わせるといった問題があることにも留意すべき
- ・ 贈与税については、相続時精算課税制度（15 年度改正で導入）の一層の活用を期待

相続税の課税方式の類型

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	併用方式
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式 贈与については、贈与者課税	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	我が国が採用している方式で、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス 〔昭 25～32 日本〕	日本（昭 33～）
考え方	被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方	偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方	遺産取得課税方式を基本として、当該方式のもつ欠点を法定相続分課税の導入により解消しようとする考え方
特色	① 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない。 ② 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各々の担税力に応じた課税という点で限界がある。	① 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる。 ② 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる(※)。 (※) 例えば、相続人が多く、かつ均分で相続する場合の方が、そうでない場合よりも税負担の総額は低くなる。	それぞれの方式の長所を採り入れているが、 ① 自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ税額の計算ができない。 ② 相続により取得した財産の額が同額であっても法定相続人の数によって税額が異なる。

相続税制度改正に関する税制特別調査会答申（抄）

昭和 32 年 12 月
税 制 特 別 調 査 会

第2部 答申の理由及び説明

第1章 相続税制度改正の必要性

第2 現行課税体系の欠陥

（財産相続の現状）

- (1) わが国財産相続の現状は、相続法の改正後まだ十分な期間が経過していないことも原因として必ずしも分割の習慣がまだ熟しておらず、相続財産の性質によっては、遺産の分割相続の観念が弱く、また、分割相続が行われる場合においても、相続後相当の期間経過後に行われる場合が多い。

（相続税の申告に現われた弊害）

- (2) 財産相続に際して、なるべく多くの者が遺産を相続することは、それ自体としては財産が多数の者に分配され、富の集中が抑制されるという見地に立てば、好ましいことである。したがって、遺産を多くの者が相続すれば遺産のうち相続税として徴収される部分が少なく、少数の者が相続すれば遺産のうち相続税として徴収される部分が多くなるという建前は、この見地からは是認される。

しかし、税務執行の実際からは遺産分割の程度により相続税負担に大きな差異を生ずることからその分割の状況を適確に調査する必要があり、このため時には税務執行の行き過ぎもいわれている。反面、納税者の相続税の申告に当たっても、事実と異なるような申告が行われ、遺産を分割しても未分割として申告し、又は実際の遺産分割の程度を超えるような細分化を仮装し負担がより軽減されるような状態における分割を仮装して申告が行われている。

（農業中小企業の資産その他の分割困難な資産の相続）

- (3) (中 略)

農業や中小企業の資産その他事実上遺産の分割が困難な資産については、分割することによりその経営維持の困難をきたすため、経済的には、これらの財産については単独又は少数の者によって相続せざるをえない現状である。これに対し、現行の相続税制度は、財産の取得者ごとに控除及び税率を定めているため、分割困難なこれらの財産を単独又は少数で相続した場合には、その相続税の負担は相対的に重いものとなる。

第2章 相続税制度改正の必要性

第5 検討と結論

(結論)

(2)

(中略)

結論として現行の相続税体系をそのままとし、遺産を法定の相続人が民法の相続分にしながら分割したものと仮定して相続税額を計算する案をとりあげることが、現在においては最も適当であると判断した。

当調査会は、この案が、現行の遺産取得税体系をとりつつ、遺産額と相続人の数という客観的事実により相続税額が定まり、しかも現行の制度を大幅にかえることなく実際の遺産分割の程度により負担が大幅に異なるという現在の弊害を除去できるという点では最も合理的な案と考えた。さらに、相続人の数が少ない場合に問題としてとりあげられている農家やこれに準ずる中小企業等その他の一般世帯の相続の問題を解決するため、共同相続人一人ごとに定められる控除額のほか、共同相続人の数にかかわらず、遺産について一定額を基礎的に控除することが適当であるとの結論に達した。

第3章 相続税の負担と検討

第3 課税最低限の検討

7 検討の要約

(結論)

(2) 上述の検討により現在の相続税の平均課税最低限は、おおむね戦前に復したものと認められる。しかし、前述したように相続税は長期的見とおしに立って安定した制度とすることが必要であり、国民生活の経済基盤をなるべく厚くするという見地に立つときは、課税最低限をなお引き上げる必要があると認めた。

この場合において、共同相続人の数によりある程度課税最低限の額を増減せしめることとして、一定額に共同相続人の数を乗じた金額を控除するとともに、農家及びこれに準ずる中小企業等の資産の相続に当り、共同相続人の数が少ない場合をも考慮して、遺産について一定額を基礎的に控除することが適当である。

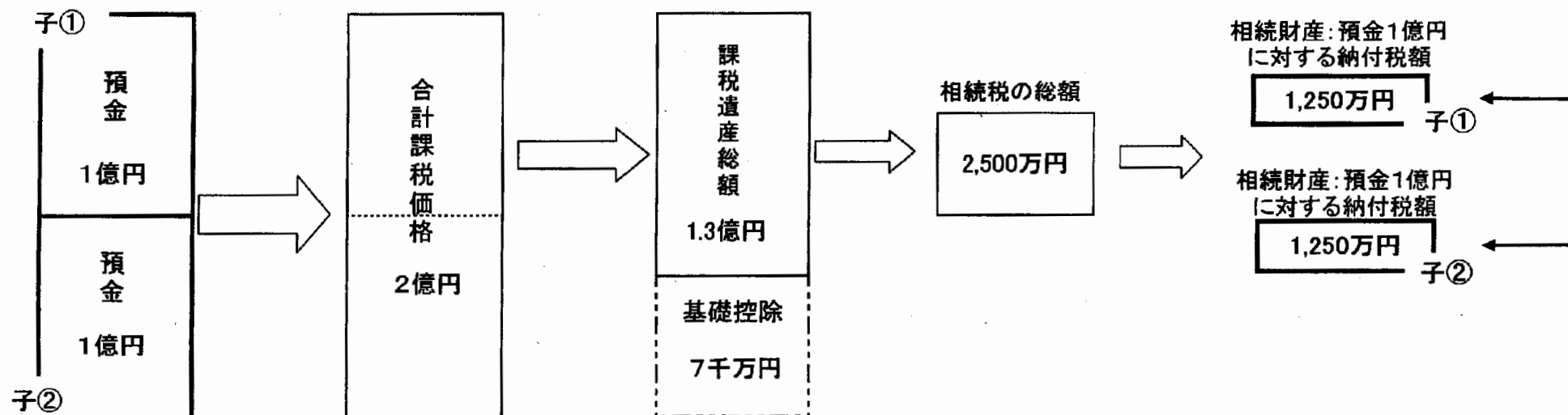
この方法によるときは、通常の世帯においては、おおむね 300 万円程度が課税最低限となり、通常の農家及びこれに準ずる中小企業その他一般世帯の資産の相続の場合の問題を解決するとともに、相続人の数に応じた相続税負担をも同時に実現することができると考える。

現行課税方式の検証①(法定相続人数と1人当たり相続税負担額の関係)

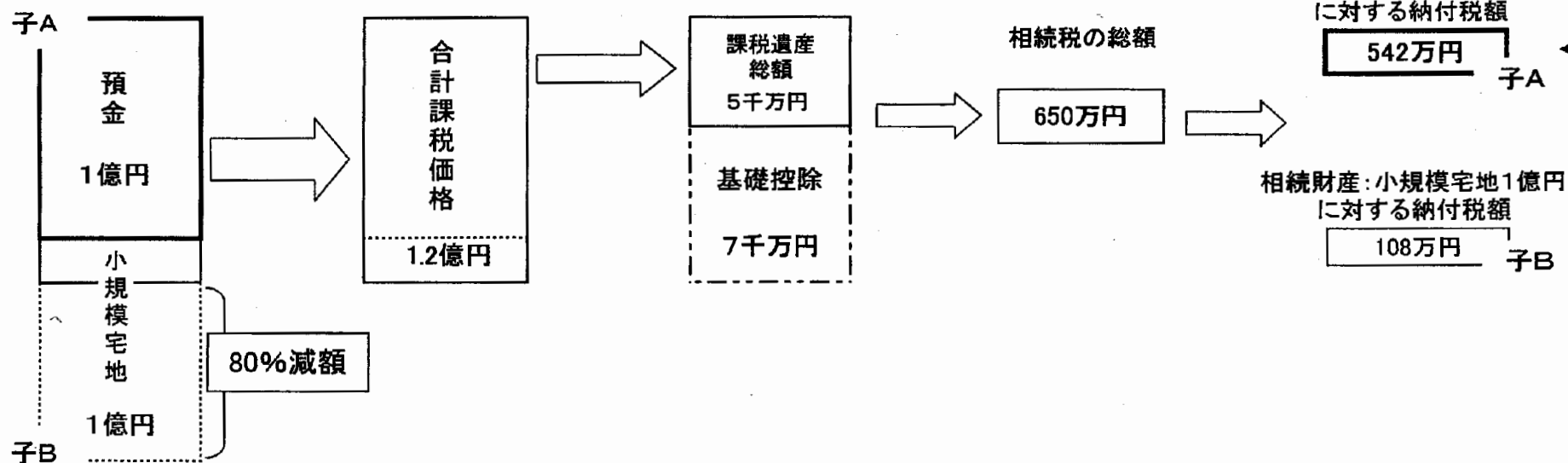
法定相続人数		1人	2人	3人	4人	5人
	基礎控除 (5000万円+法定相続人数×1000万円)	6000万円	7000万円	8000万円	9000万円	10000万円
	法定相続人1人当たり基礎控除	6000万円	3500万円	2667万円	2250万円	2000万円
各相続人が1億円	総遺産額 (1億円×法定相続人数)	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円
	相続税の総額	600万円	2500万円	4500万円	6500万円	8500万円
	相続人1人当たり相続税額	600万円	1250万円	1500万円	1625万円	1700万円
	各人の相続分(1億円)に対する負担率	6%	12.5%	15%	16.3%	17%

現行の課税方式の検証②(小規模宅地の課税価格の特例と相続税負担額)

〈ケース1:子2人で預金2億円をそれぞれ1億円ずつ相続〉



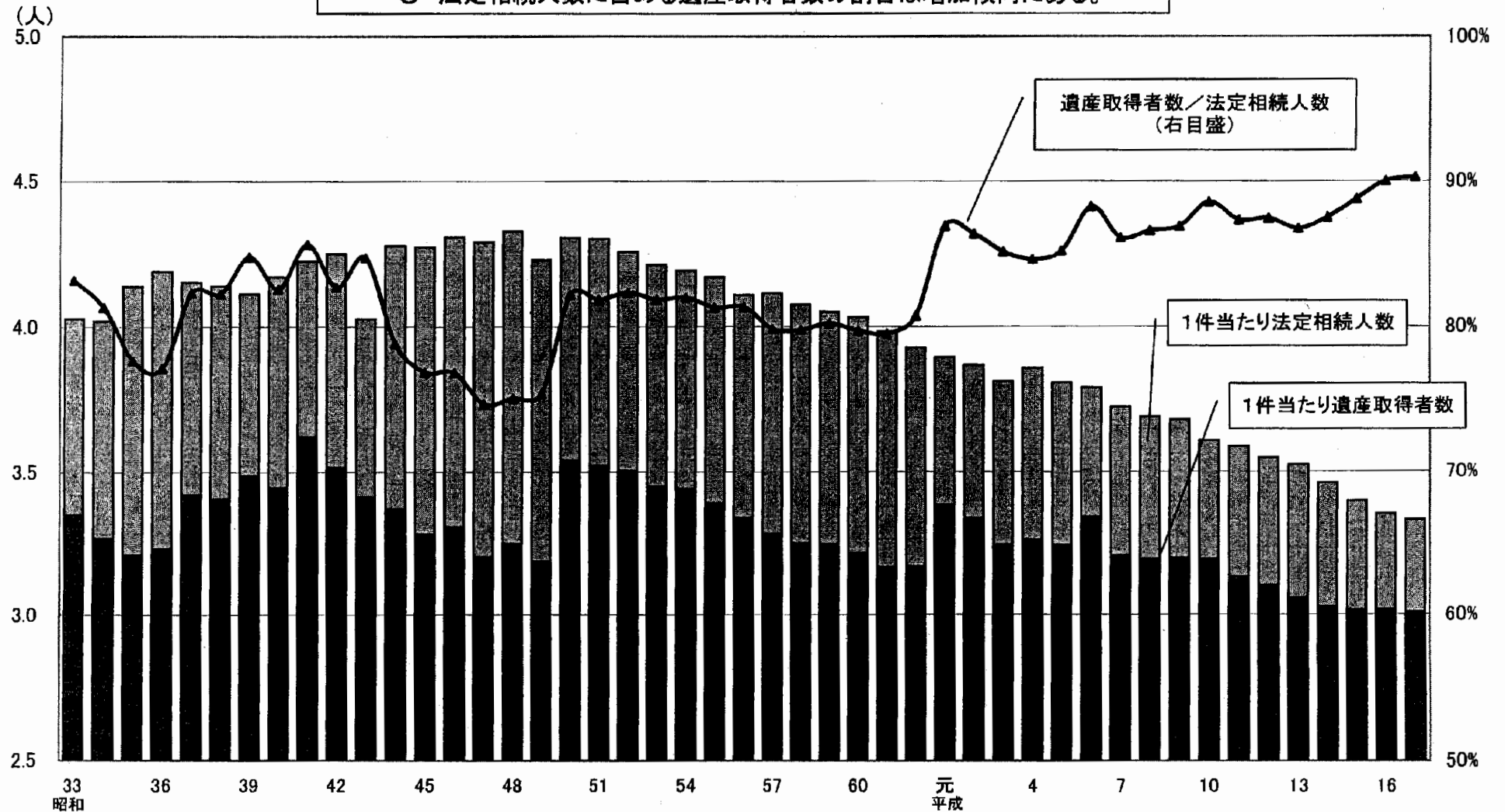
〈ケース2:子2人で預金1億円と小規模宅地1億円をそれぞれ相続〉



(注) ケース2の納付税額は、相続税の総額(650万円)を子Aの預金1億円と、子Bの小規模宅地2,000万円(80%減額後)の比率で按分して計算

法定相続人数と実際に遺産を相続した者の数の推移

○ 法定相続人数に占める遺産取得者数の割合は増加傾向にある。



※1 遺産取得者とは、課税価格のある者をいい、債務控除により課税価格がない者を含まない。

※2 昭和63年分は、税制改正により還付を行ったことから、統計処理の都合上比較が困難であるため表示していない。

※3 「国税庁統計年報書」より作成。